

消費者教育の推進に関する基本的な方針
よくある質問と回答

平成 25 年 12 月
消費者庁

はじめに

消費者庁は、平成 24 年 12 月 21 日付けで「消費者教育の推進に関する法律 よくある質問と回答」をウェブサイト上に公開しました。

その後、平成 25 年 6 月 28 日に「消費者教育の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」といいます。）が閣議決定され、これを受けて各地で消費者教育の推進施策を具体的に進めていただくことになっています。同年 7 月 19 日、文部科学省及び消費者庁は、都道府県及び政令指定都市を対象とした基本方針に関する研修会を実施したところ、その際、実務的な質問がいくつか寄せられました。

そこで、消費者庁は、先の質問とその回答を補うものとして、「消費者教育の推進に関する基本的な方針 よくある質問と回答」を作成しました。一つの考え方としてお示しするものですが、執務の参考として御活用いただければ幸いです。

1. 総論

質問 1

基本方針の内容のうち、最終ページに掲載している「今後検討すべき課題」に記載されている事項の具体化が急務であると考えますが、どのようにお考えか、現段階の状況を御教示願います。

消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号。以下「推進法」といいます。）に基づき、平成 25 年 3 月に消費者教育推進会議（以下「推進会議」といいます。）が設置され、この推進会議での意見などを踏まえて、基本方針が閣議決定されました（同年 6 月 28 日）。今後は、この基本方針における「今後検討すべき課題」に掲げた事項について、推進会議において議論していただくこととなります。具体的には、第 5 回推進会議（同年 8 月 28 日開催）において、次のような 3 つの小委員会を設置することが決まりましたので今後はそれぞれの小委員会を中心に、優先順位を付けて議論していただきます。

【消費者市民育成小委員会】

消費者市民社会の形成に向けて、消費者教育・消費者学習における系統的・横断的な課題に関する事項を検討する。

- 消費者学習運動の展開策
- イメージマップに照らした不足領域の抽出とそれを補う教材等の作成
- イメージマップのバージョンアップ
- 実践事例と対応させた消費者市民社会概念の研究・普及
- モデル地区、先進的取組の研究手法
- 安全安心確保のための総合的体系的な安全教育
- 消費者教育の推進のための指標化

【情報利用促進小委員会】

多様な担い手の積極的な参画に向けて、情報の効果的な収集、整理及び提供の在り方等に関する事項を検討する。

- 高齢者・障害者見守りににおける効果的な情報提供方策等
- 消費者教育ポータルサイトの掲載基準等
- 効果的かつ確実な情報提供の仕組み
- 総合的な情報サイト
- 情報提供の実効性確保の方策

【地域連携推進小委員会】

多様な担い手の有機的な連携に向けて、地域における資源の活用及びネット

ワーク化等に関する事項を検討する。

- 消費者行政担当部局と、教育委員会を始めとした教育部局との連携方策
- 地域における各主体の連携・協働のための方策
- 消費生活に関連する教育と消費者教育との有機的な連携方策
- 消費生活センターの消費者教育の拠点化の具体的方法
- 地域の各主体の連携・協働具体策
- コーディネーターの仕組み・人材確保・育成等の方策
- 地域ごとの消費者教育推進会議の開催による国と地方の連携策

質問 2

地方公共団体における消費者行政部局と教育行政部局の連携の必要性が指摘されていますが、国としてどのような支援を行おうとしているのですか。

基本方針では、「消費者行政の指令塔である消費者庁と、教育行政を担っている文部科学省とが、緊密に連携することが効果的との観点から、推進法では、内閣総理大臣と文部科学大臣とが共同で基本方針案を作成し、国は、そこに示した施策を実施することとされている。その趣旨を踏まえ、身近な立場で消費者教育を推進する地方公共団体においても、消費者行政担当部局と、教育委員会を始めとした教育部局とが緊密に連絡を取り合い、共同事業を実施するなどして連携する・・・ことが必要である¹。」としています。

一方で、学校における消費者教育については、平成 20 年及び 21 年に改正された小、中、高等学校の学習指導要領において、社会科、公民科、家庭科、技術・家庭科などを中心に教育内容が充実されました。しかし、「学校を取り巻く様々な現代的な課題や要請がある中で、学校全体として消費者教育を優先的な課題として取り組んでいる学校は少ないのが現状と思われる。したがって、校長をはじめ各教員が消費者教育の必要性についての認識を深めることがまず必要と考えられ²」ています。また、「様々な研修が開催されても、授業日に実施されるものには教員は参加が困難である。夏休みなどの長期休業中であっても、土日勤務の振替や部活動の指導などがあり、研修に参加する時間がとれない教員も多い。また、ある自治体の場合、市区単位での研修では、参加する教員数が少なく研修内容も固定しがちなこと、児童生徒数の減少や学校の小規模化に伴い、家庭科等の専任教員の配置が減少していることなどから、教科独自の研修さえ十分にできない状況もある³」とされています。

これらの課題を解決するためにも、基本方針では、「優れた教材の開発や教職員の指導力向上、消費生活や消費者教育について専門的知識を有する外部人材の活用、消費生活センターなどの関係機関との連携の促進などの取組を推進する。」としており、こうした取組により、教材の開発や効果的な研修が実施できると考えられます。各都道府県や政令指定都市の消費者行政部局と教育行政部局を対象として平成 25 年 7 月に文部科学省講堂で実施した研修会は、その一つのきっかけとなるよう企画したものでした。

¹ 基本方針 P. 16

² 消費者教育推進会議(平成 22 年 11 月から平成 24 年 3 月まで消費者庁で開催した有識者会議(会長:副大臣)の報告「消費者教育推進のための課題と方向」10 ページ参照。

http://www.caa.go.jp/information/pdf/120406_torimatome.pdf

³ 同上。

その他、消費者庁においては、引き続き推進会議を通じて情報収集し、各地の新たな取組事例を紹介しますので、それも参考にして、各地で連携策が検討されることを期待しています。第5回推進会議でも、委員から各地での取組の紹介がありました。例えば青森県では、基本方針公表後に知事部局で消費者教育連絡協議会を立ち上げたということです。そこには学校関係の部署のほか、消費生活センター、金融広報委員会などが出席し、学校における消費者教育について検討を進めているとのことでした。

2. 消費者教育推進地域協議会

質問3

既存の消費生活審議会に消費者教育推進地域協議会（以下「地域協議会」といいます。）の役割を担わせる場合、学識経験者として大学教授が含まれていれば「教育関係者」という要件は満たしますか。地域協議会の構成員として挙げられている「教育関係者」は、大学教授でいいのですか。

地域協議会は、推進法第20条第1項に列挙された者で構成するとされています。国の推進会議（推進法第19条）では、教育関係者のほかに「学識の経験を有する者」が明示的に挙げられていますが、地域協議会にはありません。

「教育関係者」について明確な定義はありませんが、広く教鞭を取る者と考えられていますので、いわゆる学者・大学の研究者も「教育関係者」に含まれるといえます。ただし、「構成員相互の情報の交換及び調整」を行うという地域協議会の役割からすると、実際に消費者教育に関わっている者がより適していると考えられます。

質問 4

本県の消費生活審議会は、消費者政策全般を調査審議するものであり、推進法第 20 条第 1 項に列挙されるその他の委員の要件は満たしていますが、消費生活センター及び消費者行政担当職員は委員とはなっておらず、事務局として出席しています。このような審議会に地域協議会の機能を付加することはできますか。

推進会議については、推進法第 19 第条 3 項で「消費者教育推進会議の委員は、消費者、消費者団体…のうちから、内閣総理大臣が任命する」と規定されており、地域協議会は、同法第 20 条において、「消費者、消費者団体、…消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織する…」と規定されています。「消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する」会議体に、事務局として参加している場合については、明確には記載されていません。

地域協議会の構成員に消費生活センターを加えた趣旨は、現実に行っている消費者トラブルや消費生活の動向を把握している者が関わることで、より現実的な内容で消費者教育を実践することができる点にあると考えられます。こうしたことを踏まえると、消費生活センターの職員が地域協議会の場で発言する機会が持てるのであれば、実質的には地域協議会としての役割を担うことができると考えられます。

質問 5

本県の消費生活条例で規定する審議会は、学識経験者、消費者代表、事業者代表で構成されています。この審議会に、地域協議会の機能を追加することにしたのですが、全員を構成員とせず部会のような形を取ることは可能ですか。

地域協議会は、学識経験者として教育関係者が含まれ、また消費者、事業者としてそれぞれ個人と団体が含まれ、更に消費生活センターや行政の関係機関が加わることで、推進法上の要件が満たされるといえます。したがって、その限りにおいては、審議会の全員が地域協議会の構成員となっていなくても差し支えありませんし、部会のような形で審議会の下部組織として地域協議会を置くという運用も考えられます。

3. 消費者教育推進計画

質問6

「基本方針を踏まえ、都道府県消費者教育推進計画、市町村消費者教育推進計画を策定（努力義務）」と記載されていますが、地方公共団体が計画を作成する際、計画を推進法に対応するものとして位置付けるため、盛り込むべき事項等の条件はあるでしょうか。

消費者教育推進計画（以下「推進計画」といいます。）は、推進法第10条において、「基本方針」を踏まえ、「区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画」を定めることと規定されています。

基本方針においては、「消費者教育の推進の意義」、「消費者教育の推進の基本的な方向」、「消費者教育の推進の内容に関する事項」、「関連する他の消費者政策との連携」を定めるとともに、その他消費者教育に関する重要事項として、「今後の消費者教育の計画的な推進」について記載しています（基本方針の目次参照）。これら基本方針に記載した事項を当該区域内での「消費者教育の推進に関する施策についての計画」に盛り込む必要があります。

なお、推進法においては、策定に当たり、「区域の消費者その他の関係者の意見を反映させるための必要な措置を講ずるよう努める」ことと、地域協議会を組織している場合は、「当該消費者教育地域協議会の意見を聴かなければならない」とされており、地域の実情に応じたものとなるよう求めています。

質問7

具体的に、推進計画の策定の仕方や、構成について提示いただけないでしょうか。

推進計画は、推進法上、あくまでも国の基本方針を踏まえて、各地域での実情に応じた内容であることが求められていますから、策定の仕方もそれぞれに任せられていると考えられます。なお、参考のための一例を示すとすれば次のようになると考えられます。

1 策定の仕方

(1) 策定作業に入る前の段階

①当該地域における推進計画の意義の確認

当該地域における社会的経済的状況に応じ、消費者教育を総合的、一体的に推進するとの推進法の目的を達成するための手段として定めることが期待されていることの確認。

②推進の理念の明確化

推進法第3条の基本理念を踏まえ、当該地方公共団体として明確に示すことが望ましい。

③区域内の実態の把握

現在、当該地方公共団体の区域で実施されている消費者教育・啓発（学校、地域、職域等）の実践状況を把握し、それを検証評価する。その場合、消費者教育の体系イメージマップの領域、ライフステージの分類を参考にするとよい。

(2) 掲げる項目の抽出

①基本方針の「目次」を参考に、消費者教育の全体像を確認。その中から当該地方公共団体で既に実施されていると評価できる項目を取り上げ、抜き出す。

②目次の項目の中で、現在まで実施していないが当該地域にとって必要性が高いと考えられる項目を取り上げ、抜き出す。その場合「地方公共団体における消費者教育の事例集」に掲載されている事例が参考になる。

③①②を基本方針の項目立てに合わせて整理する。

(3) 推進計画として構成

①(2)の項目立ての内容について概要を記載した骨子を作成する。

②消費者教育推進地域協議会がある場合は、そこで諮るなどして内容の方向性を確認する。

③文章化し、原案の形にする。

④協議会、消費者その他の関係者の意見聴取（パブリックコメントの実施）などを行う。

（１）の段階については、検討に時間を要する場合がありますから、例えば外部の有識者などに業務委託することも想定されます。

２ 構成について

以上の経緯を経て組み立てるとすると、例えば以下のような目次構成が考えられます。

- はじめに（計画の基本的な考え方）
 - 対象期間、基本理念
- 消費者教育の推進の意義
 - 消費者教育を取り巻く現状と課題、
 - 消費者教育推進の必要性（消費者教育、消費者市民社会の意義）、
 - 視点、位置付け
- 消費者教育の推進の基本的な方向
 - 消費者教育が育むべき力（対象領域）、
 - ライフステージごとの体系的実施、
 - 消費者の特性・場の特性に応じた方法、各主体間の連携協働
- 消費者教育の推進の内容に関する事項
 - 様々な場（学校、地域社会、職域）、
 - 消費者教育の担い手の育成・活用（教職員、地域人材、事業者、消費者）
 - 消費者教育の資源（教材の充実、内容の工夫、調査研究、情報収集・提供）
- 関連する他の消費者施策との連携
- 今後の消費者教育の計画的な推進

質問 8

本市では、既に消費者基本計画を定め、重点項目として消費者教育の推進に取り組んでいます。消費者教育推進計画（以下「推進計画」といいます。）を別途策定したとしても、施策の内容は基本計画と重複すると想定されるため、次期の消費者基本計画は推進法に基づく基本方針を盛り込んだ計画とし、消費者基本計画が推進計画を兼ねるものとしたいのですが、いかがでしょうか。

一般的には、新たに法律が制定され、それに基づく基本方針が策定されたことを踏まえると、その基本方針を踏まえた推進計画は速やかに策定することが期待されます。

しかしながら、既存の計画がこの基本方針を踏まえた内容となっている場合であれば、すなわち、質問 6 の回答として記載した事項が含まれているのであれば、既存の計画が推進計画の役割を担うものとし、次期の消費者基本計画が推進計画を兼ねるものとするということでも問題はないと考えます。

質問 9

市町村消費者教育推進計画の策定については、法律では努力義務とされていますが、市町村といっても政令指定都市や中核市などの人口規模の大きい市から人口規模の小さい市町村まで幅広くあります。国は、市町村の計画策定をどのレベルまで求めているのですか、また、いつまでに策定してほしいと考えているのですか。

どこに住んでいても消費者教育を受けることができる機会を提供するという基本方針の方向から考えれば、消費者の生活の拠点である市町村でこそ、地域の特性を踏まえた推進計画を策定し、消費者教育を充実させることが期待されます。

推進法上、都道府県の推進計画があればそれを踏まえて市町村の推進計画を策定するとされていますから、まずは都道府県が国の基本方針を踏まえて推進計画を策定、それを踏まえて市町村が推進計画を策定するという手順が想定されます。

質問 10

市町村の中には、広域ブロックごとに共同で消費生活センターを設置している例があります。消費者教育推進の拠点は消費生活センターであるということを考えれば、推進計画もそれに併せて、各消費生活センターの構成市町村が共同で計画を策定するといったことも考えられますが、そうした形でもよいのでしょうか。

消費生活センターの拠点化という考えからも、広域ブロックごとに共同で消費生活センターを設置しているような場合には、広域で共同の推進計画を策定することも、一つの方法としてあり得るでしょう。

4. その他の推進施策

質問 11

金融経済教育においては、金融庁や金融広報中央委員会との連携が進んでいるようですが、環境教育、法教育など、他の消費生活に関連する教育と消費者教育との連携における、環境省、法務省や日本弁護士連合会等との現在の連携状況及び今後の連携予定を教えてください。

推進法第3条第7号では、「その他の消費生活に関連する教育に関する施策との有機的な連携」を図るように求めており、環境教育、法教育に関する施策との連携は重要であるといえます。

消費者庁においては、例えば、金融経済教育について、金融庁の金融経済教育研究会やその研究会を受けて開催されている金融広報中央委員会の金融経済推進会議において委員として参加し、同じく金融広報中央委員会の金融に関する消費者教育フォーラム、教員のための金融教育セミナーなどに出席し、連携を図っています。

食育については、食育推進会議にもオブザーバーで参加し、食育全国大会にも参加しています。

また、環境教育と消費者教育との連携策を模索するため、E S D (Education for Sustainable Development: 持続可能な開発のための教育) を推進する地域の団体と情報交換したり、環境省の環境パートナーシップオフィスを職員が訪問して意見交換したりしています。

日本弁護士連合会の消費者教育の推進に関する活動にも、消費者庁として積極的に参加するようにしています。

今後は、「消費生活に関連する教育と消費者教育との有機的な連携方策」をテーマに、消費者教育推進会議の地域連携推進小委員会で、具体的に検討することとしています。

質問 12

消費生活センターを担い手育成拠点と位置付けていますが、拠点として活動するためにどのような体制等が求められるのでしょうか。

基本方針では、Ⅲ消費者教育の推進の内容に関する事項、1 様々な場における消費者教育、(2) 地域社会の中で以下のように述べています。

消費生活センター等では、「専門的な知識及び経験を有する」相談員が、日常的に直接消費者からの相談を受けている。そのため相談員が、その経験を踏まえて幼稚園や小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等への「出前講座」・「出前授業」や、高齢者を対象とした啓発活動に取り組むことは、消費者に必要な知識を効果的に伝えていく上で有意義である。消費生活センターを、地域ごとに消費者教育の拠点として位置付けるとともに、消費者教育の担い手を育成する拠点とするための方策について、国から地方公共団体に情報提供するとともに、必要な支援を行う。その場合に、担い手の育成活動に従事してきた消費者団体とも連携することが期待される。

ただし、消費生活センターといっても、様々なものがあります。そのような実情を踏まえた上で、拠点化を進めるための体制等の「あるべき姿」を明確にすることが必要です。

今後は、消費者教育推進会議の地域推進連携小委員会でも、この「あるべき姿」について検討し、できれば今年度内に明確にしたいと考えています。

5. 財政支援

質問 13

基本方針では、国においては、「地域における消費者教育の取組を促進するため、財政支援や事例提供等の情報面での支援などを含め、必要な施策を検討し実施する。」とありますが、現在の消費者行政活性化基金事業のメニューとは別に、平成 26 年度に新規補助事業等として検討しているものがあれば、御教示願います。

1 26 年度予算概算要求

消費者庁では、補助事業ではありませんが、平成 24 年度から実施している推進会議の開催経費などとともに、ポータルサイトの拡充に係る経費、新たに「消費生活センターの消費者教育の拠点化」について指針の作成経費など、約 4,700 万円分を要求しています。

なお、消費者庁においては、基金の一部を活用して、「消費生活センターの消費者教育の拠点化」などで先進的な活動を行う地域をいくつかの地方公共団体と協働して、実践的な事例を収集するためのモデル事業を行いたいと考えています。

2 現在の基金の活用

現在の消費者行政活性化基金の枠組をまずは十分に活用していただきたいと考えています。

地方消費者行政活性化基金については、事業内容や目的が、①基金の設置条例の整備時点、つまり平成 21 年度を起点としてみたときに、充実又は強化に当たるか、②消費者行政として整理することが可能か、という主に 2 つの観点からみていただき、これをクリアすれば、概ね活用が可能と考えられます。②については、消費者教育・啓発関係事業である限り、該当すると考えられます。

さらに、活用可能な費目としては、経常的経費かどうかという観点で精査いただくことが望まれます。例えば、協議会の開催経費のうち、委員手当や委員旅費など、経常的と整理される部分については、対象外となります。一方、計画を策定のために実施する調査の委託費や、計画策定のためのヒアリングのために協議会に参加いただく方への旅費・謝金などは、基金の対象として整理することが可能と考えられます。

6. その他

質問 14

基本方針は、「国の施策の方向性を示すとともに、地方公共団体、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体等消費者教育の担い手にとって指針となることを目指す」とありますが、地方公共団体以外に対しては、どのような周知がされていますか。また、「消費生活センターが消費者教育の推進・拠点」となるような記載もあることから、周知徹底は各自治体が行うこととなるのでしょうか。

消費者庁において消費者団体の全国組織に対しては、基本方針と事例集を配布しました。

また、推進会議の構成員を通じて、消費者団体のほか、事業者団体、福祉関係団体等への周知をお願いしています。なお、推進会議の幹事（関係各府省庁の課長級）を通じて、各府省庁に関連する団体への周知もお願いしました。

また、消費者庁職員による講演を行っています。これまで、消費者団体（全国消費者団体連絡会）や事業者団体（公益社団法人消費者関連専門家会議、日本ヒーブ協議会）の研修会において説明を行いました。今後、いくつかの生活協同組合連合会での講演を予定しています。

これらを参考に、国と同様に、各地方公共団体におかれましても、関連する団体へのきめ細かな周知をしていただくことを期待しています。